○届出が必要な加算等（令和6年4月15日が提出期限）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| サービス種別 | 体制等の名称 | | 届出がない場合 | 備考 |
| 全サービス  ※以下のサービスを除く  居宅介護支援  介護予防支援 | その他該当する体制等 | 高齢者虐待防止措置実施の有無 | 「1:減算型」とみなす | 「2:基準型」の場合は届出が必要 |
| 地域密着型サービス、総合事業(通所型サービス)  ※以下のサービスを除く  定期巡回・随時対応型訪問介護看護  総合事業(訪問型サービス) | その他該当する体制等 | 業務継続計画策定の有無 | 「1:減算型」とみなす | 「2:基準型」の場合は届出が必要 |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | その他該当する体制等 | 緊急時訪問看護加算 | 既存が「2:あり」の場合「2:加算Ⅱ」とみなす | 「1:なし」以外の場合は改めて届出が必要 |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護  小規模多機能型居宅介護 | その他該当する体制等 | 総合マネジメント体制強化加算 | 既存が「2:あり」の場合「2:加算Ⅱ」とみなす | 「1:なし」以外の場合は改めて届出が必要 |
| 認知症対応型共同生活介護 | その他該当する体制等 | 旧名称:医療連携体制加算  新名称:医療連携体制加算Ⅰ | 既存が「2:加算Ⅰ」の場合「2:加算Ⅰイ」  既存が「3:加算Ⅱ」の場合「3:加算Ⅰロ」  既存が「4:加算Ⅲ」の場合「4:加算Ⅰハ」  とみなす | 「1:なし」以外の場合は改めて届出が必要 |
| 居宅介護支援 | その他該当する体制等 | 旧名称:情報通信機器等の活用等の体制  新名称:ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員  の配置の体制 |  | 「2:あり」の場合は改めて届出が必要 |
| 介護予防支援(地域包括支援センター) | 施設等の区分 | １：地域包括支援センター |  | 必ず届出が必要 |
| 総合事業(通所型サービス) | その他該当する体制等 | 一体的サービス提供加算 |  | 「2:あり」の場合は改めて届出が必要 |
| ※蕨市が所管（届け出先）するサービスのみ掲載  ※介護予防があるサービスは介護予防含む | | | | |

○届出が必要な加算等（令和6年5月15日が提出期限）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| サービス種別 | 体制等の名称 |  | 届出がない場合 | 備考 |
| 全サービス  ※以下のサービスを除く  定期巡回・随時対応型訪問介護看護  居宅介護支援  介護予防支援 | その他該当する体制等 | 旧名称:介護職員処遇改善加算  新名称:介護職員等処遇改善加算 | 「1:なし」とみなす | 「1:なし」以外の場合は改めて届出が必要 |
| ※蕨市が所管（届け出先）するサービスのみ掲載  ※介護予防があるサービスは介護予防含む | | | | |